

観光コンテンツ造成等支援事業 募集要領

1 目的

魅力ある体験型観光コンテンツの新規造成、観光メニュー化や既存事業の高付加価値化に取り組む市内の事業者を支援し、本市の魅力を高め、誘客促進及び滞在時間の延長につなげ、地域経済の活性化を図る。

【観光コンテンツとは】国内外からの観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアー等で、本事業終了後も継続的な実施が見込まれるもの。

【造成とは】観光コンテンツを企画・制作するとともに、誘客を見据えた取組を実施すること。

2 交付対象者

以下の(1)から(3)までに該当する事業者とする。

- (1) 米子市内に店舗・事業所等を有すること。
- (2) 事業規模が国内外の観光客の来訪に十分対応できるものであること。
- (3) 当該コンテンツにおいて次のアからウに定める事項を実施すること。

ア 観光コンテンツの継続的な実施(単年度の取組は認められない。)

イ 観光コンテンツの多言語対応(インバウンド観光客向けのコンテンツの場合)

ウ 米子市が実施するヒアリングへの協力(コンテンツ造成の反響、課題等)

3 補助内容

観光コンテンツの造成及び磨き上げに要する費用の3分の2に相当する額(補助上限額 20 万円)を補助する。ただし、次の①から⑬に該当するものは補助事業の**対象外**とする。

- ①単に来訪者全般に向けた環境整備を行うための費用、②食材費、③調理器具購入費、④人件費、⑤定期会費(システム利用月額・年額等)、⑥リース・レンタル料、⑦割引やポイント還元等を行う際の元資、⑧プレゼント物品調達費、⑨コンサルティング費、⑩接待費・交際費、⑪決済手数料、⑫建設工事費、⑬その他本補助金の趣旨に鑑み不適切と認められるもの

補助対象の取組み(一例)

・体験プログラムの造成 ・体験商品の WEB 販路拡大 ・自社サイトの多言語対応(WEB 予約対応)など

4 交付申請

- (1) 本補助金の交付を希望する者は、別紙様式に必要事項を記載し、令和7年9月30日までに米子市へ提出し申請を行うこと。
- (2) 本補助金の交付決定が行われた後、正当な理由なく2(3)の誓約事項の遵守がなされないと認められるときその他法令違反等相応しくない事由を確認した場合、米子市は当該交付決定を取り消すものとし、また、すでに本補助金の交付を受けていた場合はこれを返納しなければならないものとする。

5 その他

- (1) その他必要な事項は米子市が別に定める。